

令和6年度スタートアップ創出事業

スタートアップツアー第3回ツアー参加者募集要領

第1版 令和6年6月3日

第2版 令和6年8月2日改定

第3版 令和6年9月17日改定

1 趣旨

福島イノベーション・コースト構想（以下、「福島イノベ構想」という。）を推進する福島県浜通り地域等15市町村（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村。以下「イノベ地域」という。）で起業・創業にチャレンジする事業者（個人を含む）を支援するため、同地域を巡るスタートアップツアーの参加者を募集します。

なお、本事業は、福島県からの委託により（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が実施するものです。

2 スタートアップツアーの概要

（1）視察ツアー（第3回）の日程等

令和6年12月6日（金）～12月7日（土）の1泊2日

視察テーマ：航空宇宙、医療関連

日	時間	内容	訪問先	所在地
12/6 (金)	13:10	集合	大野駅	大熊町
	13:30	訪問	大熊インキュベーションセンター（O I C） （小学校を改装したコワーキングスペース、開発研究、経営支援）	大熊町
	15:00	訪問	テトラ・アビエーション株式会社（個人用空飛ぶ車製造・開発）	南相馬市
	16:00	訪問	A s t r o X株式会社（気球活用人工衛星打上げ技術の開発）	南相馬市
	17:00	訪問	株式会社スペースエンターテインメントラボラトリー （無人航空機）	南相馬市
	18:30	夕食	（原町駅周辺）	南相馬市
	20:30	宿泊	ホテル西山 南相馬店	南相馬市
12/7 (土)	8:00	出発	ホテル西山 南相馬店	南相馬市
	9:00	訪問	図図倉庫／合同会社MARBL i NG	飯舘村
	10:30	案内	おじまふるさと交流館（川俣町役場による移住支援策等の説明）	川俣町
	11:00	講義	株式会社シーマン人工知能研究所 （おしゃべり見守り AI スピーカー）	川俣町
	12:30	昼食	ラ・ルーチェ	田村市
	13:45	訪問	テラス石森・一般社団法人 Switch（コワーキングスペース）	田村市
	15:30	訪問	一般財団法人ふくしま医療機器開発支援センター	郡山市
	17:00	解散	郡山駅	郡山市

- ※1 1日だけの参加はできません。必ず2日間参加いただくようお願いいたします。
- ※2 自車での移動はできません。必ずバスにご乗車いただくようお願いいたします。
- ※3 視察ツアー行程は、現時点での想定であり、視察先の都合等により内容が変更となる場合があります。予めご了承ください。

(2) 募集対象者

イノベ地域に興味や関心をお持ちのイノベ構想重点6分野（※1）に関連するスタートアップ事業者（起業を志す個人や学生の方を含む）及びスタートアップ関係者（※2）

（※1） 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

（※2） ベンチャーキャピタル、公的研究機関・大学等、創業支援機関等

(3) 視察ツアーの参加者人数

定員15名程度（※）

※1 応募者が多数の場合、選考となりますので予めご了承ください。

※2 宿泊先等の状況により、定員を調整する場合があります。

(4) 視察ツアー参加費用

参加費用（バス代、宿泊代、夕食代、朝食代、昼食代、会場利用料、視察入館料等）は原則無料です。ただし、ツアー起点／終点は福島県内とし、そこまでの往復旅費は参加者の自己負担となります。

(5) 宿泊先

宿泊施設は原則としてイノベ地域内の宿泊施設となります。

また、初日の夕食の時間に、地元自治体や企業、施設関係者の方との懇親会（情報交換会）を開催します。（なお、懇親会費（飲料等）は別途徴収させていただきます。）

当ツアーは参加者同士の交流を深めていただくことも一つのテーマとしておりますので相部屋をお薦めさせていただいておりますが、シングルルームをご希望の方は別途、申込フォームにその旨をご入力ください。

3 ツアー参加者応募要件

ツアーへ応募する企業、個人等は、下記に掲げる全ての要件を満たすものとします。

[応募要件]

(1) 募集対象者

イノベ地域に興味や関心をお持ちのイノベ構想重点6分野（※1）に関連するスタートアップ事業者（起業を志す個人や学生の方を含む）及びスタートアップ関係者（※2）

（※1） 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医

療関連、航空宇宙

(※2) ベンチャーキャピタル、公的研究機関・大学等、創業支援機関等

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（応募者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、応募者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 募集期間

第3回 令和6年 9月 18日（水）～ 令和6年 11月 10日（日）まで

5 応募方法

以下のURLから申込フォームにご入力ください。

<https://ftour03.peatix.com/>



6 お問い合わせ先

（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構

産業集積部 事業創出支援課

電話番号 024-581-7045

Eメール：startup-tour@fipo.or.jp